

世に傳はりたる字鏡抄は、三卷九本にして、一卷なるものきこえず。この書は、偏傍により、漢字を分類し、音訓を片假名にて記したるものなり。三卷本は、一天部、地部、二植物部、三動物部、人倫部として奥書に、光明寺常住物也、此抄六帖、共先年光祐和上被成筆與之儀歟、

于時天文十六丁未五月、重而結彼紙付畢、他所不出之、

沙門 榮 祐

とあり。また字鏡集には、二十卷と、七卷との二本あり。二十卷本は、毎卷の末に「爲長作」と記し、一天象部、二三四地儀部、五六七植物部、八九十動物部、十一、十二、十三人體部、十四人事部、飲食部、十五、十六、十七雜物部、十八、十九、二十辭字部、二十末雜字部なり。一の奥書に、「應永廿三年七月廿三日寫之、」十九の奥書に、「應永廿四年六月廿八日寫之、」と記せり。七卷本は、一天象部、二地儀部、植物部、三動物部、人倫部、四人體部、五人事部、飲食部、六光彩部、方角部、員數部、辭字部にて、

奥書に、寛元三年四月二日小川法印承示云、朱點東宮切韻、墨點唐玉篇也、自支脂至于灰哈又舌内也  
寛元三年五月十日、尙成云、墨點不審寫也、朱點詳之、無不審字也、已上七冊、

とあり。三卷九本の字鏡抄は、蓋し字鏡集の抄本なるべく、著者爲長は、菅原爲長なり。この字鏡抄一卷は、三卷本の抄本にや、或は別のものか明ならず。二十卷本の字鏡集は、享和二年檢校保己一が、醍醐理院本を以て書寫したるもの十冊あり。昭和八年石版刷としたり。

## 九 詩 家

### 經國集 二十卷

近代詩人新作詩、良峯安世、滋野貞主等撰

慶雲四年より、天長四年に至る、上下百二十年間の詩文をあつめたるものなり。淳和天皇の勅命によりて、良峯安世總裁となり、滋野貞主、南淵弘貞、菅原清公、安野文繼、安倍吉人等編纂の事にあづかり、天長四年奏覽したる事、日本紀略に見えたり。なほ詳なる事は、撰者滋野貞主の上りたる

表文に、臣聞中伏惟、皇帝陛下教化簡撲、文明鬱興、以爲傳聞不如親見、論古未若徵今、爰詔正三位行中納言兼右近衛大將春宮大夫良岑朝臣安世、令臣等鳩訪斯文也、詞有精麗、濫吹須辨、文非一骨、備善維雜、若無琳瑯盈光、琬琰圓色、則虬龍片甲、麒麟一毛、既而太上聖皇、推玉璽而蹤寂、皇帝叙主、受昭華而德隆、共勉積學之添明、同要博文之助道、慧性並懋、天才俱聰、雅操飛文、似兩龍之分燭、與寄擢藻、疑雙曦之齊暉、緊健之詞、體物殊聳、清拔之氣、緣情增高、寶對染毫、無勝負於八體、翡翠開匣、不優劣於六書、堯之克讓文思、舜之濬哲好問、先聖後聖、其揆一焉、又先歲昇霞之駕、叡藻猶遺當

代、重輪之光、精華彌盛、臣閱史籍之卷、未有如此之時、但至如製令、不敢評論、特降諭言、尙俾商確、尺表測景、日月不以缺其輝、寸管候時、陰陽無以錯其節、遂使龍蛇同穴、龜魚共淵、屈荆山之光、和砥砧之質、斷自慶雲四年、迄于天長四載、作者百七十八人、賦十七首、詩九百十七首、序五十一首、對策



經國集卷第一

東宮學士從五位下臣滋野朝臣貞主上  
臣聞夫爲書契登主、文章古有、扶持之  
官、主者以知得失、故文章者所以宣上  
下之象、明人倫之氣、窮理盡性、以究萬  
物之理者也、且文章者、後君子所  
納、承之有爵、綴翔鳥之有羽、依其條、  
以來朝人、漢武降、內江左、其流尤隆、揚  
雄、潘、葛、之思、微、道、而有、罪、魏、文、中、論、之

經國集 (藏所氏親義川德爵侯)

三十八首、分爲兩帙、編成廿卷、名曰經國集、冀映日月而長懸、爭鬼神而將與、先入秀麗者、卽不刊之書也、彼所漏脫、今用兼收、人以爵分、文以類聚、然年代遠近、人文存亡、搜而未盡、闕而俟後、謹與參議從四位上行式部大輔臣南淵朝臣弘貞、從四位上行大學頭兼文章博士播磨權守臣菅原朝臣清公、從四位下行

東宮學士安野宿禰文繼、正五位下守中務大輔臣安倍朝臣吉人等、詳舉甄收、無所隱祕、臣等學非飽、雖、智略異聚、朱愚之上、逼以嚴命、辭而不獲、敢以參議、爵次姓名列之如左、謹上、

天長四年五月十四日

と見えたり。經國とは、表文の中に、「經國而無窮」とあるによりたるものなるべし。

著者良峯安世の事は、日本後紀の條(五八頁)に、滋野貞主の事は、祕府略の條(三九四頁)に、南淵弘貞の事は、令義解の條(二二七頁)に菅原清公の事は、新定酒式の條(三〇一頁)に記したり。

この書は、侯爵徳川義親氏所藏寫本ありて、

卷一奥書に、康永癸未之歲初秋上旬之候、於西郊幽居、粗校讐之、點畫之誤、尙以有疑、此書蓮華王院寶藏之本也、近古以來無握翫之人、金玉之聲久埋塵埃之底、卷軸多一紛失、可遺僅上帙二卷第一下帙、五卷一、二、三、四、、上古之編什興味尤深、仍軸々相分書寫之耳、

とありて、康永の頃、既に三分の一を逸し、今は卷一賦、卷十詩九、卷十一詩十、卷十三詩十二、卷十四詩十三、卷二十策下の六卷を存し、これを群書類從に收めたり。なほ此書の事は、皇室御撰之研究に載せたり。

銀勝翰律 十卷 菅原是善撰

今傳はらざれば詳ならねど、蓋し詩文の撰集なるべし。この書の事は、會分類聚の條(三五二頁)に引きたる三代實錄に見えたり。なほ

本朝麗藻に、夏夜池亭即事 儀同三司

圍碁掩韻及鷄鳴、向老慙懃朋友情、口詠新調千首集于時於座上披閱錄銀勝集故有此興

とある銀勝集は、やがてこの書の事なるにや。然らば千首集とあるによるに、十卷に收めたるものは、千首にも上りたるもの、如し。

### 菅家三代集 二十八卷

圖書寮本(荷田在滿舊藏)内閣一本、彰考館本、神宮文庫一本等、この集をのせざるものあり。

菅原清公、是善、道真三代の詩集なり。

清公の集は、菅家集と稱して、六卷ありし事、道真の表文、及び菅家御傳記に見えたれど、今は世に傳はらず。

是善の集は、菅相公集と稱して、道真の表文に見え、三代實録にのせたる是善の傳にも、「又有家集十卷」とあり。また菅家文章卷十、及び卷十二に載せたる識語には、天承元年八月、菅相公御集第十五卷、第二十卷を、菅家文章と共に、北野聖廟に納めたる事見えたるは、いかなるものか、別本なるべし。菅相公集の事は、

梅城録に、神君所編輯、父菅相公文集有言、舊簡尙書左丞相詩曰、欲記家門相接密、道真公幹混劉宗、自註云、君家公幹、我兒道真、但是前代劉氏之名字也、知其不期而然耳、とあるによれば、道真の編修したるものなり。

道真の集は、即ち菅家文章にて、十二卷あり。そは下に載せたる同書の條に記したり。この父祖三代集二十八卷は、醍醐天皇の御代、道真の奏進したるものなり。そは

日本紀略に、昌泰三年八月十六日辛未、右大臣菅原朝臣上狀、奏進家集二十八卷、

菅家後集に、獻家集狀

合二十八卷

菅家集六卷祖父濟公集

菅相公集十卷親父是善集

菅家文章十二卷道真集

右臣某伏惟、陛下始御東宮、有令求臣讚州客中之詩、臣寫取兩軸、啓進既訖、登極之後、侍臣或人勸臣令獻文章多少、臣蒙或人之勸、搜覓元慶以往稟草、臣先在讚州之間、書齋漏濕、典籍皆損、就中損之甚者、臣文章也、或舉軸黏腐、舒之如粉、或篇中破缺、數字消滅、其詞不足誦之、人亦不載于口、無由尋得、默然而已、或人告云、賀州別駕平有直、雖非詩人文士、好寫天下詩賦雜文、疑是汝草同在篋中歟、臣忽然大悅、招取有直、以或人語、懇懇請託、有直一諾歸去、經數日乃寫贈文筆數百首、互礫之報、金玉甚輕、破顏謝之、合眼感之、其猶所缺者、就腐殘之半邊餘點、叩會首尾、補之綴之、恐往々背前、令人意疑之、伏勸昌泰三年內宴應制以上詩、並先後雜文等、且成十有二卷、臣十五歲加冠、而後二十六對策以

前垂帷閨戸、涉獵經典、雖有風月花鳥、蓋言詩者尠焉、秀才登科則不經幾年、爲戸部侍郎、戸部主務、（多考）尊瑩案牘、遷吏部之年、兼文章博士、令講後漢書、講書之煩、亦妨詩興、今之所集、多是仁和年中、讀州客意、寬平以降、應制雜詠而已、客意者、以叙微臣失道也、應制者、以遇天子之好文也、觸物之感、不覺滋多、詩人之興、推而可量、臣伏惟、臣家爲儒林文苑尙矣、臣之位登三品、官亦至丞相、豈非父祖餘慶之所延及乎、既賴餘慶、何掩舊文、爲人孫不可爲不順之孫焉、爲人子不可爲不孝之子矣、故今、獻臣草之次、副以奉進之、伏願陛下、曲垂照覽、臣某不勝感歎之至、誠惶誠恐、頓首々々、死罪々々、謹言、とあり。醍醐天皇嘉納あらせられて、ために七言律の御詩を賦し給ひしかば、道眞も亦、和韻し奉りしなり。そは

同書に、見右丞相獻家集

門風自古是儒林、今日文華皆盡金、唯詠一聯知氣味、況連三代飽清吟、琢磨寒玉聲々麗、裁制餘霞句々侵、更有菅家勝白様、從茲拋却匣塵深、平生所愛、白氏文集七十卷是也、今以菅家不欠開映、

奉感見獻家集之御製、不改韻兼叙鄙情一首

反哺寒鳥自故林、只遺風月不遺金、且成四七箱中卷、何幸再三陛下吟、犬馬微情又手表、氷霜御製遍身侵、恩覃父祖無涯岸、誰道秋來海水深、

と見えたり。この後、興福寺の僧寛建、入唐の際、天皇特に道眞の詩三卷をば、紀長谷雄、橘廣相、都良香

の集と共に、これに附し給ひて、唐に流布せしめ給へり。そは扶桑略記に引きたる

醍醐天皇御記に、延長四年五月廿一日、召興福寺寛建法師於修明門外、奏請就唐商人船入唐、求法及巡禮五臺山許之、又給黃金小百兩、以宛旅資、法師又請此間文士文筆、菅大臣、紀中納言、橘贈中納言都良香等詩九卷、菅氏、紀氏各三卷、橘氏二卷、都氏一卷、但件四家集仰追可給、道風草行各一卷、付寛建、令流布唐家、

と記させ給へり。

菅家後集

内閣一本、圖書寮本、(松岡舊藏)神宮文庫本、前田一本等、菅家芥集としたるもの多し。また内閣一本、岩崎文庫本、前田家一本等、十三本には、三帙とし、圖書寮本(荷田在滿舊藏)以下五本には三帙とあり。

菅原道眞の太宰府に左遷せられたる後に、吟詠したる詩を集めたるものなり。通憲入道藏書目録には、「菅家後集一卷」と見え、

大鏡に、かの筑紫にてつくりあつめさせ給へりけるをかきあつめて、一卷とせしめ給ひ、後集となづけられたり、と見えたり。なほ

巻尾に、西府新詩一卷、今號後集、臨薨封緘、送中納言紀長谷雄、長谷雄見之、仰天而歎息、大臣藻思

絶妙、天下無雙、雖居卿相之位、不拋風月遊、凡文章多在人口、後代言文章者、莫不推菅家矣、  
在柄天神緣起に、昌泰三年八月より、後西府にして作らせ給ひたりける詩を集めて、後集となづけ  
て、延喜三年正月の頃、心神漸例にたがひ給ひしに、箱のうちに納めて、中納言長谷雄の卿のもとへ  
おくりつかはしき、紀納言これをひらきて、天に仰ぎ、地にふして、なきかなしび給ひけり、  
とあるによれば、紀長谷雄に贈りたるものなり。この集は一卷なりし事、諸書に見えたるを、本朝神社  
考の註には、後集三卷と記せり。分冊したるもの、卷數にて、この書籍目録の一本に、三帖とあるによ  
りたるものによ。

この書は、貞享四年の刊本あり。また群書類從に收めたり。

### 集韻律詩 十卷

内閣本以下一帖としたり。

今傳はらねば詳ならねど、律詩のみにて、韻の同じきものを類聚したるものならんか。この書は、菅  
原是善の著なるよし、三代實録に見えて、會分類聚の條(三五頁)に載せたり。

### 後江相公集 二卷

内閣以下の諸本、或は二帖とし、或は二帙としたり。

大江朝綱の詩文集なり。これも今傳はらず。朝綱の事は、新國史の條(八四頁)に載せたり。その詩は、  
扶桑集、和漢朗詠集、和漢兼作集等に收めたり。

### 善家集 一注 清行

三善清行の家集なり。これも世に傳はらず。

政事要略卷廿二八月四日北野天神會事の條に、先是、昌泰三年十月十一日、文章博士三善清行朝臣、  
奉右丞相書云、在家集第  
七卷中、

とあるのみ。清行の事は、十三箇意見の條(二一五頁)に載せたり。

### 扶桑集 十六卷 紀齊名撰

刊本、神宮文庫本(江藤文庫舊藏)等十二卷とし、彰考館本、前田家一本八卷としたり。

平安朝中期頃の詩を編輯したるものなり。菅家文一草に註記したるもの、中に、扶桑集卷十六と見  
え、建内記にも、「扶桑集八冊十六局全部也」とあり。通憲入道藏書目録に、「一合第百六櫃内、一結、扶桑  
集九局第一欠」とある九局は、合冊したるものなるべし。今世に傳はりたるものは、缺卷多く、群書類從に  
收めたるは、卷七、卷九の二冊のみにて、いづれも、卷首缺逸したり。まづ卷七には、哀傷部悼亡、哭兒某部

隱逸有據、贈答、審、懷舊話舊、但し懷舊の後、某部毛詩、孝經、史記、蒙求、詠史、勸學、及第、落第、筆、但しこ處士、山居、贈答、部、容贈答、懷舊、半話舊の全部缺けたり、卷九には、某部毛詩、孝經、史記、蒙求、詠史、勸學、及第、落第、筆、但しこありしが、武部弓以下缺如し、

この集は、江談抄に、「時歴九代歟」とありて、光孝天皇より一條天皇まで、九代間に於ける詩人の作れる詩を撰集したるものとしたり。但し

二中歴には、詩作者扶桑集七十六人

村上天皇 中書王 菅丞相道 藤左丞相御 紀納言谷雄 江納言維時 橘納言好古 尙書文範

橘贈納言廣相 江相公音人 野相公野篁 菅相公輔正 善相公清行 後江相公朝 菅三品文 統

理平 都良香 高五常 田達音忠臣 紀在昌 慶保胤 橘正通 源正通 源正規 源相規 菅雅

親 藤篤茂 源順 源英明 橘直幹 橘在列 良春道 菅淳茂 菅庶幾 藤雅材 都在中 菅輔

昭 藤後生 菅野名明 野美材 物安興 藤博雅 平佐幹 江澄明 紀淑光 善宗 清滋藤 江

昌言 菅斯宗 橘倚平 安興行 善文明 張言鑿 菅在躬 藤行葛 菅資忠 菅惟肖 藤金茂

源訪 藤博文 江齊光 藤國風 菅惟熙 紀淑望 橘秘樹 坂恒蔭 藤清平 藤季孝 高相如

清仲山 藤諸蔭 藤雅量 菅高規 藤惟茂 源幹國 藤最貞 江千古 藤在躬

とあり。これによれば、文徳天皇より、冷泉天皇までのものなり。この作者中、源順の詩を最も多く収録したりとて、當時これを非難せしものあり。そは

江談抄に、扶桑集順作多事

扶桑集中、順作尤多、時人難云々、問順序多自紀家序如何、帥答云、花光浮水上序、順序也、專不可入也、而齊名、以爲其祖師、多入之由時人難之、

と見えて、順は著者の祖父の師なるが故なりといへり。

この書の著者紀齊名は、本姓田口にして、後紀氏と改め、式部少輔、大内記に至り、長保元年、四十三にて卒せし事、小右記に見えたり。この書の著作年代に就いては、

江談抄に、扶桑集被撰年紀事、

又云、扶桑集長徳年中所撰也云々、時歴九代歟、今上之時也、

と見えて、一條天皇の長徳中としたり。されば、この書撰修竟りて、程なく齊名は卒去せしが、その後三ヶ月を経て、その妻、この書を左大臣藤原道長に贈りしなり。そは

道長公記に、長保二年二月廿一日己巳、故齊名妻奉扶桑集、

とあり。されば、はやく世に流布して、誤寫等の多き本もありしものと見えたり。即ち

雲州消息に、諸家集

右給畢、一見之後、早可返獻也、赤人黒主之家集、猶可求給也、樂府、扶桑集、隨命奉借、扶桑集紙繆已多、是書寫之人誤也、無畫馬慎歟、

と見えたり。なほ中御門宗忠は、此集と、本朝麗藻とを切り繼ぎて、韻花集二十卷を編纂したる事、中右記に、保延三年四月二日、先年居所鴨院燒亡之時、調度物具文書八百餘卷燒了、其中受故式部大輔史記、文集、毛詩燒了、大歎也、韻花集廿卷自筆書扶桑集、本朝麗藻、切續韻也、白律韵十卷略す件兩部抄物書燒了、心中大歎也、

と記せり。なほこの書の事は、

建内記に、嘉吉元年九月十四日、扶桑集八冊、十六局、全部也、代百三十疋、自長橋局被行之と見えたり。その缺卷となりたるは、いつ頃の事にか。通憲入道藏書目錄に、「扶桑集難義抄一局」と見えたるは、いかなるものか、この書に就て、その批評などを記したるものならんか。

橘氏文集 八卷 廣相撰

橘廣相の詩文集なれど、今傳はりたるものあらず。醍醐天皇延長四年、入唐僧興福寺寬建に、菅原道真等の詩と、橘氏二卷等を附して、唐國に流布せしめ給ひし事、扶桑略記に見えて、菅家三代集の條(三八九頁)に記したり。橘氏二卷は、この書の中なるべし。廣相の事は擬潜夫論の條(二一四頁)にのせたり。

野相公集 五卷

相公は參議の唐名にて、小野氏の中、參議たりし人の詩集なり。小野氏にて參議に任せられたるは、岑守、篁の父子、及び篁の孫好古の三人あり。この中、好古は太宰大貳となりて、野大貳と稱し、詩人にあらず。岑守、篁は詩を善くし、岑守の詩は、凌雲、文華秀麗、經國の三集にのせたるもの三十首あり。篁の詩も經國、扶桑の二集にのせて、扶桑集、及び本朝文粹には、野相公としたれば、こは篁の集なるべし。この書籍目錄前田家一本には、何人か「小野篁」と註したり。今傳はらねば、いづれの集か、父子の集を併稱したるものにか。岑守の事は、日本後紀の條(五八頁)に、篁の事は、令義解の條(二二八頁)にのせたり。

本朝麗藻 二卷 高階積善

扶桑集以後に於ける詩を編修したるものなり。内閣一本、前田家一本、徳富本には、「寛弘年中撰當時詩、上卷逸、下卷存」と註したり。何人の記入したるものにか詳ならず。この書も、群書類從に收められたる、缺逸したるところあり。その篇目は左の如し。

- 卷上 春首缺 夏 秋尾缺 冬缺
- 卷下 山水 佛事 神祇 山莊 帝徳 法令 書籍 賢人 讚徳 詩 酒 贈答 餞送 懷舊 述懷

にて、作者は三十五人なり。即ち

二中歴に、本朝麗草三十四人

一條院 後中書王具平親王 左相府道長 儀同三司伊周 右金吾齊信 左金吾公任 源納言俊賢

藤納言忠輔 拾遺納言行成 勘解由相公有國 源相公頼定 吏部相公輔正 源三位憲定以上公卿

江匡衡 菅爲基 江以言 江通直 菅宣義 高積善 藤爲政 江舉周 菅爲清 藤義忠已上 爲

憲 敦信 孝道 舉直 如正 輔尹 爲義 道濟 江時棟已上 文理文章生 明理 伊頼

とあり。

著者の積善なる事は、江談抄にも、「本朝麗藻者、高積善所撰也、」と見えたるにて明なり。卷首缺けて序文なども見えざれば、編修の年代は明ならねど、卷下江以言の「冬日陪於飛香舍、聽第一皇子始讀御註孝經應教詩、一首竝序、」に、寛弘二年十一月十三日とあり。卷上に、「清夜月光多、以證御製」とあるは、道長公記に、「寛弘四年閏五月十五日庚申、御前有作文、題清夜月光多、」と記したる時の事なり。また藤原齊信を右金吾とし、同公任を左金吾として、左右衛門督たりし時なり。公卿補任に、公任は、長徳二年、參議にて、右衛門督を兼ね、長保二年、中納言に進み、齊信は、翌三年、權中納言にて、左衛門督を兼ね、寛弘五年三月四日、公任と共に權大納言に進み、衛門督を罷めたる事見えたり。これによれば、この書は、寛弘四年六月より、翌五年四月までの間になりしもの、如し。

撰者積善は、高階成忠の子にて、尊卑分脈に、「冊、辨、彈正少弼、左少辨、正四位下、」とあり。辨官補任には、長和三年までをのせたり。

この書の事は、

後二條師通記に、寛治六年十二月十八日、三代御製、本朝佳句、本朝麗藻等、依召明年可奉上之、

とあり。また中御門宗忠は、この集と、扶桑集との韵を切り繼ぎて、韵花集二十卷を編纂したる事、中右記に見えて、本文は扶桑集の條に掲げたり。なほこの書に關しては、林古溪氏の本朝麗藻雜記（國語と國文學百三十三號）に載せたり。

### 江金吾集 一卷

金吾は衛門府の唐名なり。大江氏にて、衛門督たるは、參議音人にて、右衛門督を兼ねたれど、扶桑集には、音人を江相公と記し、下にも別に、江音人集あれば、こは別人の集なるべし。なほこの外、大江氏の中にて、衛門の官たる人を索むるに、尊卑分脈大江氏の系に、式部權大輔千古の子に、右衛門佐維明あり。朝綱の子に、右衛門佐澄景あり。大學頭齊光の子に、右衛門權佐成基あり。されど、いづれも詩を賦したる徴證見えざれば明ならず。

### 本朝秀句 五卷 藤原明衡撰

詩賦の秀逸なる句のみ撰出したるものなるべし。通憲入道藏書目錄に、「一合第百六櫃、一結、本朝秀句

一部」とあり。今傳はらず。唯

江談抄に、龍宮浪動群魚從、鳳羽雲起百鳥鳴、以言、題松爲衆木長、此句古人號大似物、或人云、此句不甘心、然入本朝秀句如何、

河海抄柏木卷に、本朝秀句天與善人吾不信、右將軍墓草初秋、紀在昌右大將保忠事を作れる詩也左大臣時平息母基康親王女、仍近代と云也、

と見えたるのみ。著者明衡の事は、本朝文粹の條(三四五頁)に載せたり。

### 續紀家詩集 三帖

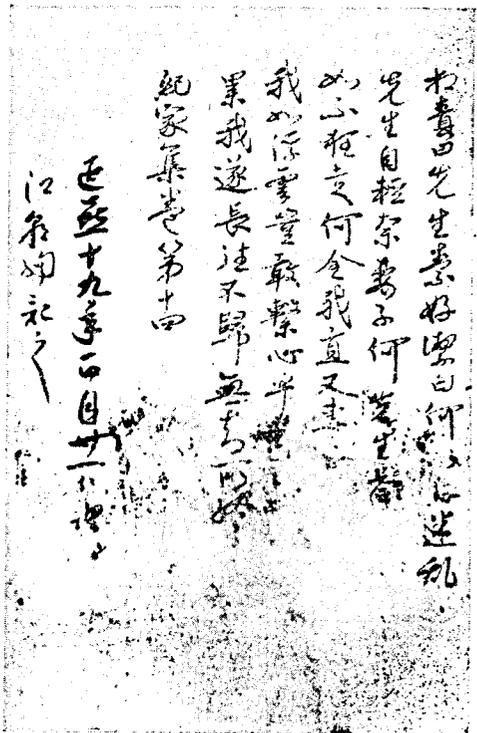
紀家は紀長谷雄にて、この書は、紀長谷雄詩集の續編なり。長谷雄詩集の事は、

看聞日記に、永享五年八月一日、仲秋吉兆毎事幸甚々々、早旦、室町殿御憑進之、中次禁裏、仙洞進、

とありて、後崇光院より、後小松天皇に進獻し給ひしなり。なほ、長谷雄の詩は、醍醐天皇の御代、興福寺僧寛建入唐の際、天皇菅原道真等の詩卷と共に、紀氏三卷を附して、唐國に流布せしめ給ひし事、扶桑略記に見えたり。(菅家三代集の條参照)この外、延喜以後詩ありし事、本朝文粹にのせたる長谷雄の序文に見えたり。この續紀家詩集は、これ等詩卷の續集にてもあらんか。伏見宮御所藏の、延喜十四年大

略中仙洞三種、其内雙子二帖、詩册長谷雄卿集、累代秘藏物也、依計會古物取出、比興也、但如此雙子、八朔進先例也、

江朝綱の手寫したる紀家集一卷あり。卷十四にて、長谷雄の文章を收めたり。紀家集には、詩をも收めて、二十餘卷に上り、詩集及び續詩集は、その中にありしものならんか。或は長谷雄の詩集は、紀家詩集にして、その子淑望の詩集を續紀家詩集といへるにか。他に徴すべきものなければ詳ならず。



紀家集 (伏見宮御所藏)

長谷雄は、彈正忠貞範の子にして、中納言に至り、延喜十二年、六十八にて薨じたる事、日本紀略に見え、淑望は、大學頭となり、延喜十九年卒したる事、古今和歌集目錄に見えたり。

### 後江李部集 一帖

群書類従本、家藏一本等一卷としたり。

李部は、式部の唐名なる吏部と同じく、式部大輔大江匡衡の集三卷を江吏部集と稱したれば、これに對して、後江李部集は、その子式部權大輔舉周の詩文を集めたるものなるべし。今世に傳はらず。古書に

引きたるものも見えず。擧周は、大江氏系圖に、「文章博士、式部大輔、正五位下、和泉守、母赤染衛門、」とありて、永承元年六月卒去せり。

## 續本朝秀句 三卷 法性寺太閤、私敦光撰、

内閣一本、神宮文庫一本、(江藤文庫本)前田一本等、三帖としたり。

藤原明衡の本朝秀句について、撰びたるものなり。通憲入道藏書目録にも、「一合、第百六櫃、三帖續本朝秀句<sup>上中下</sup>」とあれど、今傳はらず。

この書の撰者法性寺大閤は、太政大臣藤原忠通にて、

今鏡紅葉の御かりの巻に、また本朝秀句と申すなる書の後しつかせ給ふとて、法性寺入道おととにえらばせたてまつり給ふとぞうけ給はりし、さてそのふみの名は、續本朝秀句とぞ申して、三<sup>ま</sup>さき、なさけ多く撰ばせ給へるふみなり、

と記し、御笠の松の巻に、「白河院にも、三卷の詩撰びて奉り給ひ、」と見えたるものなり。されば、「私敦光撰」とあるは、誤なる事言ふを俟たず。敦光は、本朝秀句の著者明衡の子なれば、忠通特に敦光をして、撰集せしめたるものならんか。また柱史抄の奥書には、藤原孝範の著はしたる秀句抄三卷ありしよし記せり。蓋し正續本朝秀句より拔萃したるものならんか。

忠通は、知足院關白忠實の子なり。鳥羽、崇徳、近衛、後白河、二條の五朝に歴事し、關白、太政大臣と

なり、應保二年出家し、長寛二年薨す、年六十八、法性寺關白と稱し、詩文に工なる事、今鏡に見えたり。敦光の事は、本朝帝紀の條に(九七頁)のせたり。新修往生傳に、「其所製作文章詩句、滿櫃二十合、佳句多在人口、」と記せり。

## 保胤集 二帖

群書類従本、家藏一本等、二卷に作る。

今傳はらず。古書に引きたるものも見えず。但し江談抄に、保胤、正通等集の詩三百首を爲憲の本朝詞林に書き入れたるよし見えたり。

保胤は、丹波權介賀茂忠行の子にして、大内記となり、姓を慶滋と改め、出家して、寂心と號し、長徳三年卒す。續本朝往生傳に、「富才工文、當時絶倫」と見え、文章佳句、于今在人口、」と記せり。

## 日本佳句 二帖

群書類従本、内閣一本等二卷に作り、神宮文庫本(江藤文庫本)三帖とあり。

本朝秀句の類にて、詩文の中、秀逸なる佳句を集めたるものなるべし。これも今傳はらず。著者も明ならず。

本朝佳句 二帖

群書類従本、及び其の他に八巻としたるものあり。

本朝秀句、日本佳句などと同じく、詩文の中優秀なる名句を撰集したるものなるべし。この書籍目録の家藏本には「江維時所輯」と註したり。何人の記したるものか。他に参照すべきものもなく、今世に傳はらざれば明ならず。

この書の事は、

後二條師通記に、寛治六年十二月十八日、三代御製本朝佳句、本朝麗藻等、依召明年可奉上之、

江談抄に、摩訶迦葉行中傳 妙法蓮華偈裏求保胤 老樂於靜處詩也、或人難云、此句有何秀發、入本

朝佳句哉、

と見えたるのみ。

都氏文集 一卷

岩崎文庫本以下、この書を載せざるもの多し。或は後人の追記したるものならんか。

都良香の詩文集なり。

三代實錄に、元慶三年二月廿五日乙酉、文章博士從五位下兼大内記行越前權介都朝臣良香卒云々、年四十六、有集六卷、

とありて卷數あはず。群書類従に收めたるものは、卷三より卷五まであれば、一帖とあるは誤寫なるべし。類従本は、前後缺逸して完本にあらず。その篇目左の如し。

卷三 賦 論 序各付詩本 銘 贊 表

卷四 詔書 勅書 勅符 牒 狀

卷五 對策 策問 策判 省試詩判

一、二、六の三卷は明ならねど、蓋し一二の二卷は詩にして、卷六は願文などなるべし。この集の詩一卷をば、醍醐天皇の御代、菅原道真、紀長谷雄、橘廣相の集と共に、入唐僧興福寺寬建に附して、唐國に流布せしめ給ひし事、醍醐天皇御記に見えたり。(菅家三代集の條參照)良香の事は、文德實錄の條(六八頁)にも記せり。

拾遺佳句 三卷 藤周光撰

内閣一本、圖書寮本、(松岡舊藏)前田一本等、三帖としたり。

日本佳句、本朝佳句などについて、撰びたるものなるべし。通憲入道藏書目録に、「一合第百六櫃、拾遺

佳句抄上中」とあるのみにて、今傳はらず。

著者周光は、世俗字類抄の條(三七九頁)に記したるが如く、式部大輔敦基の子にして、本朝無題詩に、その詩九十餘首を收めたり。

### 勘解由相公集 二卷

内閣一本、圖書寮本(松岡舊藏)前田一本等、二帖としたり。

勘解由相公は、參議にて、勘解由長官を兼ねたる人の詩文集なり。この書籍目録の松井本には、何人か、藤原有國著と註したり。有國は、參議にて勘解由長官となり、本朝麗藻に載せたる詩に、勘解由相公とあるを、二中歴に有國と註したるによれば、その集なる事疑なかるべし。なほ通憲入道藏書目録に、「一合第百十五櫃、勘解由相公章二局」とあるも同じきものなり。これも、今は逸して傳はらず。

有國は、太宰大貳輔道の子にして、寛弘八年九月薨す、年六十九、江談抄に、「有國集故廣綱所集、不幾云々」と見えたり。廣綱は有國の玄孫なり。

### 江音人集 一卷

これも今傳はらねば詳ならず。音人の事は、文徳實錄の條(六八頁)に記せり。

### 新撰秀句 三卷 長方卿撰

本朝秀句の後を繼いで、撰びたるものなり。今傳はらず。著者長方は、權中納言藤原顯長の子にして、權中納言となり、元暦二年出家し、建久二年三月薨す。年五十三、九條兼實の玉葉に、「末代之才士也、又詩人也、可惜可哀、」と見えたり。

### 江匡衡集 一卷

群書類従本、内閣一本、前田一本等、二卷としたり。

二中歴五家集の中に、匡衡とあるものにて、今江吏部集と題して、群書類従に收めたるもの三卷あり。吏部は式部の唐名にして、大江匡衡は式部大輔なれば、この集と同じきものなるべし。但し卷數あはねば、一は別本にてもあらんか。或は分冊して三卷としたるものか、明ならず。三卷の篇目左の如し。

#### 江吏部集卷上

八月十五夜江別野亭對月言志

去年八月十五夜蒼空正秋以在尾別今年八月十五夜秋事湯藥以在江州不見漢宮之月不見梁園之月不聞鳳琴之聲不聞龍笛之聲我雖傲風月之名然風月之席因緣猶茂明矣是風骨之瘦也今然也是月將之登之念然中宋和翰林主人獨步於文場醉醉先生應揚於酒城於是性爾病傲官於成

(藏所氏義實四條三爵伯) 集部吏江

卷上 天部月、風、雪、四時部早春三月三日、暮春、避暑、七夕、雜秋、九月、盡、雜冬、除夜、地部山、原、野、林、海、江、沼、水、泉、水、水樹、居處部山居、田家、橋、院、池、臺、林、亭

卷中 神道部祠廟、釋教部佛、經、寺、願文、帝徳部帝徳、人倫部賢、王、昭君、慶賀、贈答、速懷、餞別、行旅、獵、文部尙書、毛詩、禮記、左傳、孝經、論語、教學、詩

音樂部琴酒、飲食部酒、火部燈

卷下 木部草木、樹、桃、花、紅葉、草部蘭、菊、草花、鳥部鳥、鶯、雁、鶯、雀

なほこの集の事は、二中歴詩人歴五家集の中に、匡衡とあり。また

江談抄、春娃眠飽鴛衾重 老將腰瘦鳳劍垂

此詩題弱柳不堪鶯云々、匡衡朝臣聞此題、謂以言云、作上句七字下七字可繼云々、以言次其末、二人共感歎、各終一篇、故件句共在二人集、

とあれば、この「弱柳不堪鶯」の詩は、類從本になければ、江吏部集は別本ならんか。

匡衡は、右京大夫大江重光の子なり。花山天皇より、三條天皇に至る三代に歴仕し、文章博士、式部大輔、尾張守等となり、長和元年七月、六十歳にて卒せり。

この書の古寫本は、三條西伯爵家所藏に、拔萃一卷あり、三條西實隆の抄録したるものにて、類從本と同じきもの本なり。

奥書に、右以禁裏御本、抄之者也、

大永第六夷則晦

と見えたり。

續新撰秀句 三卷 前内大臣基家公撰

新撰秀句のあとをついで撰びたるものなり。これも今傳はらず。著者前内大臣基家は、後京極攝政良經の子なり。弘安三年七月薨す。年七十八。

時綱草 一卷

内閣本、前田本、徳富本、群書類從本等には、源時綱としたり。

今傳はらず、時綱はいかなる人か詳ならず。一本に源時綱とある時綱は、光孝天皇の皇子大藏卿源國紀五代の孫にて、肥後守信忠の子なり。尊卑分脈に、「藏、文、勘次官、肥後守、從五位、後拾作者」とあり。和歌作者部類には、「至承保三年」とありて、後拾遺、金葉の兩集に、和歌各一首を收め、本朝無題詩に、詩四首を收めたれば、蓋しこの人の詩草なるべし。

本朝策林 十五卷

いかなるものにか、今傳はらざれば詳ならず。通憲入道藏書目録に、「一合百四十一櫃、一卷本策林目録」とある。本策林は、本朝策林にて、この書の目録にや。また本朝詞林といふものあり。

江談抄に、新撰本朝詞林詩事

爲憲所撰本朝詞林、在故二條關白殿、以件書、合諸家集爲憲撰給、世間流布披露本甚以省略也、保胤、  
直通等集、詩三百餘首今所書入也、

とある本朝詞林と同じきものにや。故二條關白は、後二條師通にて、師通が、父師實より詞林十卷を借覽したる事、その日記にあり。爲憲の傳は、世俗諺文の條に記せり。

### 直幹草 一卷

直幹は、橘直幹なり。この書も今傳はらず。直幹は、長門守長盛の子にて、大内記、式部大輔となり、  
康保三年三月卒したり。

### 菅相公草 一卷

菅相公は、菅原氏にて、參議たりし人なり。菅原氏の中、參議たりしは、道眞の父是善と、道眞の曾孫輔正と二人あり。是善の集を菅相公集と稱して、十卷ありし事は、菅家後集にのせたる「獻家集狀」に見え

たり。(菅家三代集の條參照)この草は、十卷以外のものか、或は輔正の集か、詳ならず。輔正は、式部大輔在躬の子にして、

尊卑分脈に、策冊、侍讀圓融、花山、侍從、右衛門權佐、太宰大貳、但馬守、正三、東宮學士、民部少輔、

刑部大丞、參木、式部大輔、大學頭、東宮權大夫、右中辨、○中寛弘六十二廿六卒、八十五、母常陸介景

行女、

とあり。

### 句題鈔 二十卷

群書類従本、内閣一本、前田一本、徳富本等、類聚句題抄としたり。

通憲入道藏書目録に、「一合第百十六櫃、句題抄目錄一帖」と見えたり。同書に、「一合第百六櫃一結、句題詩抄下帙」とあるも、同じきものなるべし。また同目錄に、「一合第百六櫃一結、類聚句題詩抄第十」と見えて、類聚を冠したるものあり。詩賦の句題を分類したるものなれば、句題抄と同じきものにあらざる事は明なり。續群書類従に收めたる類聚句題抄は、醍醐、村上、一條の三代御製を始め、公任、匡衡、以言、明衡等に至り、所載の詩は、一句五字のみにて、分類せず、四季ともうちまじへたれば、類聚とあるにかなはず。前後缺けたれば、詳なる事は知り難しといへども、蓋しこの書とは、別のものなるべし。

そは

同書の奥書に此書原未詳其所出、且蠹害殊甚、恐不耐久、故今新寫之、名類題古詩、除其原本而別藏焉。

彰考館識

とありて。原書に類聚古詩としたるに拘はらず、これを類聚句題抄と改めて、續群書類從に收めたるものなり。但し、明衡などより以後の詩を採らざれば、後冷泉天皇以後のものならんか。

### 本朝無題詩 十二卷

後三條天皇の頃より、保元、平治の頃に至る詩賦を集めたるものなり。群書類從に收めたるものは十卷なれば、蓋し卷十一、十二の二卷缺けたるものなるべし。所載の篇目は次の如し。

卷一行幸 宴賀 尙齒會 卷二天象 時節 植物 動物 人倫 雜物 屏風 卷三花下 月前 七夕 卷四春 夏

五秋 冬 卷六水閣 池臺 泉亭 林亭 亭 別業 卷七山家 田家 野店 舊宅 山林 野 河邊 旅館 卷八山寺上

卷九山寺中 卷十山寺下 禪房 山洞

作者は、三宮輔仁親王、法性寺入道忠通、源經信、時綱、大江匡房、佐國、同隆兼、藤原明衡、同實綱、同季綱、同有綱、同實範、同知房、同敦基、同敦光、同敦宗、同有信、同茂明、同實光、同顯業、同宗光、同基俊、同周光、同通憲、菅原在良、同時登、同是綱、中原廣俊、惟宗孝言、釋蓮禪等なり。

この書缺逸したれば、著者及び撰修の年代明ならず。作者の中、藤原忠通を法性寺入道とし、忠通の出家は、應保二年六月なれば、それより以後のものなるべし。

### 續本朝佳句 三卷

本朝佳句のあとをついで、撰集したるものなり。今傳はらず、撰者もまた詳ならず。

### 近代麗句 十卷

これも本朝秀句、本朝佳句など、同じく、詩句の佳麗なるものを集めたるものなるべし。今傳はらず。撰者も明ならず。

### 日觀集

村上天皇の東宮にいまし、時、東宮學士大江維時に命じて、凌雲集、文華秀麗集等に繼いで、仁明天皇より、醍醐天皇に至る七朝の間に於ける詩人、小野篁、菅原道真等十人の詩を編集せしめ給ひしものなり。卷數二十卷あり。今は世に傳はらず、古書に引きたるものもなく、唯

朝野群載に、日觀集序

從四位下式部大輔兼學士大江朝臣維時

夫貴遠賤近、是俗人之常情、閉聰掩明、非賢哲之雅操、望青山而對白浪、何異風流、聞絲竹以賞煙霞、既同聲色、我聲遙尋漢家之謠詠、不事日域之文章、草藁滋生、塵埃空積、寔可重心咨歎者也、昔者弘仁天長之世、有凌雲集、文華秀麗集、其後百餘年間、絕而不續、天慶儲宮、德高監撫、學長誦該、從在藩之時、令狎近之輩、採撫風人墨客律詩、起於承和、泊于延喜、一十人入選、二十卷成功、留心異才、分部同類、方爲日觀集、並取扶桑名也、其所擢用者、相公野篁、大夫良春道、相公菅是善、相公江音人、相公橘廣相、大夫都良香、丞相菅道眞、相公善清行、納言紀長谷雄、大夫江千古、亦辨時代之先後、不依官爵之高卑、於戲梁苑春花、未排比花麗之作、桂宮秋月、無暇集著明之詞、豈如我君不墜斯文乎、云爾、とあるにて、そのさまを推しはかるべし。

著者維時は、文章博士千古の子なり。從三位、中納言に進み、應和三年、七十六にて薨去せり。

### 打聞集 三卷 蓮禪撰

今傳はらねば、いかなるものとも知り難し。通憲入道藏書目錄に、「一合第百六櫃、一卷打聞集長句」とあるは、この書の中長句のみなるべし。また山口光圓氏所藏の古寫本に、打聞集と題するもの一冊あり。佛教に關する説話を集めたるものにて、假名文なれば、この書とは、別のものなるべし。(下の打聞の條參照)

著者蓮禪は、大納言小野宮資平の玄孫にて、木工頭通輔の子なり。尊卑分脈に、「從五位下、散位、出家、法名蓮禪」と見え、三外往生傳には、筑前入道と記し、一句抄の著あり。作詩は、本朝無題詩に收めたり。

### 詠句鈔 五卷

今傳はらざれば、詳ならず。

### 續類聚句題鈔 三十卷

内閣一本、神宮文庫一本、徳富本には、二十卷とし、彰考館一本、前田一本には三十二卷としたり。

類聚句題抄に繼いで、撰びたるものなるべし。これも傳はらず。著者もまた明ならず。

### 一句鈔 蓮禪撰

これも今傳はらざれば、詳ならず。詩文の中秀逸なるものを一句づつ採りて、編輯したるものなるべく、通憲入道藏書目錄に、「一合第百六櫃、一句抄上下」とあるは、同じきものならんか。

### 古今詩鈔 十卷

古今の詩を抄録したるものなるべし。傳本なく、著者も詳ならず。

當世麗句 二卷

今傳はらず。著者も明ならず。

格律清英集 百卷

浩瀚のものなれど、今は一卷だに傳はりたるものなく、古書に記したるものも見えず、いかなる人の編修したるものか詳ならず。

詞苑麗則 十卷

詩文の秀麗なるものを採録したるものなるべし。今傳はらず。著者も明ならず。

藍田集 四卷

群書類従本、神宮文庫本、(江藤文庫舊藏)彰考館本、前田本等、一卷としたり。

これも傳本なければ詳ならず。

詩十體 一卷 中御門攝政集

群書類従本、神宮文庫本、(江藤文庫舊藏)徳富本、家藏本(報恩院本寫)等三卷としたり。

これも今傳はらず、五言、及び七言の絶句、律、排律等十體の詩を集めたるものなるべし。中御門攝政は、後鳥羽天皇の御口傳によれば、後京極攝政良經なり。

良經は、九條兼實の子なり。攝政、太政大臣に至り、建永元年三月七日薨す。年三十八、願文集に、「文材被世」といひ、「書藝軼人」と記せり。

風心鈔 三卷

今傳はらざれば、明ならず。

約聰鈔

今傳はらず。

昭白鈔 三卷



七步抄

今傳はらず。

三步抄

この書は、内閣一本、神宮文庫一本、神智文庫本、三條西本、後藤本にありて、岩崎文庫本以下のせざるもの多し。これも今傳はらず。

文鳳抄 十卷 菅爲長撰抄

天象、地祇以下の部門を分ち、熟字、出典等を示したるものにて、詩を賦し、文を作る参考に供したるものなり。その篇目左の如し。

卷一 天象部 天日月以下、氷雪氷霜に至る、

卷二 歳時部

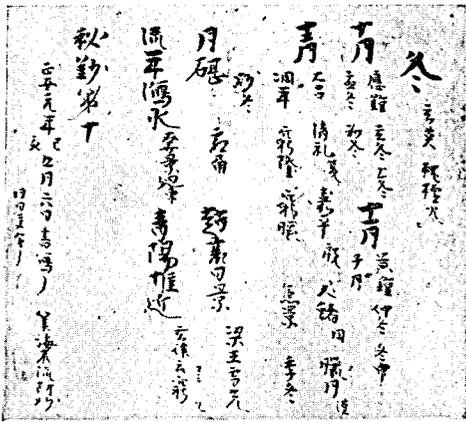
卷三 地儀部 池、山、谷以下、洲、渚、橋、島に至る、

卷四 居處部 城、禁中、樓以下、塔壁に至る、

卷五 人部 帝王、太上皇以下、官學閑忙に至る、

卷六 神社部 神祠、佛家、方術 釋教部 寺、僧、鎮、寺社 文部 文士書、詩、文武、書酒、詩書、詩酒、筆硯、音樂部 舞、歌以

下籙、箠絃に至る、 飲食部 酒、茶酒、



文鳳抄 (藏所氏爲利田前爵侯)

卷七 寶貨部 服用部 儀飾部 乘御部

卷八 草木部 春草、夏草以下、花柳花鳥に至る、

卷九 殘缺にして部目明ならず。終に一字抄廿六字あり。

内閣本には、鳥獸魚蟲、方角、光彩の目ありて、一字抄なし。

卷十 同訓、平他字 帖字平他 兩音字 依訓異音字 四

季十二月異名。

その體裁は、天象の中、雲の下には、陰雲、朝雲、暮雲、寒雲等の熟字を列ね、更に行々、氣氣等、雲に關する事どもを掲げ、その中に二三の出典を記したるものあり。引據の典籍は、毛詩、

尙書以下の漢籍百十餘部に於て、亡佚して傳はらざるもの尠からず。

この書、類本極めて少く、寶生院所藏本は、弘安元年の古寫にして、八帖あり。卷四、卷七の二帖缺逸したり。内閣本は六卷にして、卷二、卷七、卷九、卷十の四卷缺けたり。前田侯爵所藏古寫本は、七帖ありて、

卷一、卷四、卷六の三帖あらず。この三本を併せば、完きものとなれり。この外、和學講談所舊藏本卷一、卷四の二卷あり。(家藏にて、大正十二年の大震災に焼失せり。)但し熟字の出典をば、前田本、講談所舊藏本は、原文のまゝにて掲げたるが、内閣本には、假名交りにしたり。蓋し後人が、その傍訓なるてにはを本文中に入れたるものなるべし。また前田本は、悉く秘抄と題して、卷七、卷八は、別に文鳳抄と記したるところあり。内閣本には、卷六、卷七の終、及び卷八の首尾のみを文鳳抄と記して、他は悉く秘抄したり。

著者を爲長としたる事は、和學講談所舊藏本卷一の終に見え、看聞日記にも見えたり。爲長は、大内記菅原長守の子なり。土御門、順徳、仲恭、後堀河、四條、後嵯峨の六代に歴事して、正二位、參議、大藏卿に至り、寛元四年三月薨す。年八十九、岡屋關白兼經の日記には、「文道棟梁、可惜々々」と記し、葉室中納言定嗣の葉黃記には、「今世之宏才也、爲朝可惜、」と記したり。

この書の傳來に就いては、爲長自筆の原本は、後花園天皇の御代の頃まで御物となりし事、看聞日記に見えたり。なほ諸本の奥書、及び諸書に見えたるもの左の如し。

和學講談所舊藏本卷四奥書に、寫本云、文永五年初七月五日俊國朝臣以本一點畢、

同卷一奥書に、于時正安元年十月十四日、於上醍醐寺狩尾多門院、令書寫畢、

寶生院本卷十奥書に、弘安元年五月之比、一部書寫畢、

前田家本卷九奥書に、時正安元年<sup>歲次</sup>癸亥五月初五日晚、於和泉州泉南郡山直郷多治米村東衛、爲詞海紹隆、以北家證本、如本書寫了、筆海末筆阿妙法師

同卷五奥書に、時也正安元年癸亥霜月廿九日、泉國泉南郡山直郷於多治米村東衛畠田邊書了、詞林隱士阿妙法師、

この外卷二には、永仁七年四月廿五日、卷七には、永仁七年卯月三十日、卷八には、正安元年五月三日等の奥書あり。

内閣本卷六奥書に、文保二年正月九日戌刻、挑燭馳筆了、自瑟迄琵琶、有異本間、雖漏端目錄書入者也。

同卷八奥書に、文保二年正月廿二日午一點筆、同申刻終功了、酉斜同校點了、

と見えたり。また

看聞日記に、永享十三年二月十二日、抑秘抄十帖<sup>第六</sup>所持本無名之間、禁裏尋申入文鳳抄云々、第六

欠之間、御本被下、<sup>爲長</sup>卿筆第十禁裏無之御本と云々、被召置、十六日文鳳抄第六書寫畢、

管見記に、嘉吉元年四月廿一日丁亥、去年目六之内先文鳳抄十帖可進之由、先日萬里小路大納言相示之間、今日召進之、則付遣彼亞相了、

建内記に、嘉吉元年四月廿一日丁亥、内府送使、文鳳抄十帖所進也、第十禁裏御本欠間、仍先所進也、

明日可持參由答了、廿二日戊子、内府所進文鳳抄十帖進上了、叡覽之後、可被返下之由被仰下也、「去年目錄之内」とあるは、永享十二年、後花園天皇、この書籍目錄に載せたる典籍を採訪せしめ給ひしにて、(巻首に附したる「本朝書籍目錄概説」參照)禁裏御本の缺卷となりしにより、先づ西園寺公名をし、文鳳抄十帖を進覽せしめしなり。この後、

晴富宿禰記に、文明十年四月一日癸巳、一昨日自禁裏有召之間參之、以民部卿忠富卿、雖異體不苦、可參上云々、仍今日參之、以民部卿申上之、先日所書進上之文鳳抄<sup>七、八、九、十</sup>、被下、多本之爲正本可書之、御本□誤寫他本之間、其子細言上了、仍又四五、六、三帖、可書進之由被仰下者也、官務歡樂之間、未書進、非緩怠之趣、言上候處、然者先御本料紙可返上云々、十二月五日壬辰、雅久所書寫文鳳抄朱點、予加之處、先有叡覽云々、仍今日進上云々、と見えて。後土御門天皇もまた、この書の善本を索め給ひしなり。

## 本朝詩雜例 二卷

今傳はらず。古書に引載したるものも見えざれば、詳ならず。

## 懷風藻 一卷

天智天皇の御代より、奈良朝までの詩を集めたるものなり。部目を設けず、巻首に、「略以時代相次、不以尊卑等級」とありて、時代によりて排列したり。そのさまは、

序文に、逃懸前修、遐觀載藉、襲山降蹕之世、檀原建邦之時、天造草創、人文未作、至於神功征坎、品帝乘乾、百濟入朝、啓龍編於馬廐、高麗上表、圖烏冊於鳥文、王仁始導蒙於輕島、辰爾終敷教於譯田、遂使俗漸洙泗之風、人趨齊魯之學、逮乎聖德太子、設爵分官、肇制禮儀、然而尊崇釋教、未遑篇章、及至淡海先帝之受命也、恢開帝業、弘闡皇猷、道格乾坤功光宇宙、既而以爲、調風化俗、莫尙於文、潤德光身、孰先於學、爰則建庠序徵茂才、定五禮興百度、憲章法則規摹弘遠、復古以來未之有也、於是三階平煥、四海殷昌、旋續無爲、巖郎多暇、旋招文學之士、時開置醴之遊、當此之際、宸翰垂文、賢臣獻頌、彫章麗筆、非唯百篇、但時經亂離、悉從煨燼、言念漚滅、輒悼傷懷、自茲以降、詞人間出、龍潛王子、翔雲鶴於風筆、鳳翥天皇、泛月舟於霧渚、神納言之悲白鬢、藤太政之詠玄造、騰茂實於前朝、飛英聲於後代、余以薄官餘閑、遊心文圃、閱古人之遺跡、想風月之舊遊、雖音塵眇焉、而餘翰斯在、撫芳題而遙憶、不覺淚之泫然、攀緜藻而遐尋、惜風聲之空墜、遂乃收魯壁之餘壺、綜秦灰之逸文、遠自淡海、云暨平都、凡一百二十篇、勸成一卷、作者六十四人、具題姓名、并顯爵里、冠于篇首、余撰此文意者、爲將不忘先哲遺風、故以懷風名之云爾、于時天平勝寶三年歲在辛卯冬十一月也、

とあり。作者は、淡海朝皇太子、弘文天皇文武天皇、河島皇子、大津皇子、智藏師、中臣朝臣大島、葛野王、紀

朝臣麻呂、大神朝臣高市麻呂、巨勢朝臣多益須、犬上王、紀朝臣古麻呂、美努連淨麻呂、紀朝臣末茂、辨正法師、調忌寸老人、藤原朝臣史、荆助仁、刀利康嗣、伊預部馬甘、大石王、田邊史百枝、大神朝臣安麻呂、石川朝臣石足、山前王、采女朝臣比良夫、安倍朝臣首名、大伴宿禰旅人、中臣朝臣人足、大伴王、道公首名、境部王、山田史三方、息長真人臣足、吉智首、黃文連備、越智直廣江、春日藏老、背奈王行文、調忌寸古麻呂、刀利宣令、下毛野朝臣蟲麻呂、田中朝臣清足、長屋王、安倍朝臣廣庭、紀朝臣雄人、百濟公和麻呂、守部連大隅、吉田連宜、箭集宿禰蟲麻呂、大津連首、藤原朝臣總前、同宇合、同萬里、丹墀真人廣成、高向朝臣諸足、道慈師、麻田連陽春、鹽屋連古麻呂、雪連古麻呂、民忌寸黑人、沙門道融師、石上朝臣乙麻呂、葛井連廣成等なり。最後に亡名氏五言歎老の詩あり。

この書は、序文によれば、天平勝寶三年官位の高からざる人の撰びたるものなるよしなれど、いかなる人か他に考究すべきものなければ、撰者明ならず。然るに、萬治三年、林春齋の「書懷風藻後」の文に、これを淡海三船の撰としたり。その理由は、三船がこの書の巻頭に掲げたる淡海朝大友太子（弘文天皇）の曾孫にして、葛野王の子なるによりて、

此事首載大友詩、題曰淡海朝皇太子、其傳曰、皇太子者淡海帝（天智天皇）長子也、其傳末曰、壬辰之亂、天命不遂、於是大友始洗叛逆之冤、且舍人親王同時、不知大友作詩、於此書始著于世、況又大友及葛野王傳、所言共國史所不記也、非其子孫則誰能知之、三船以文學、與石上宅嗣齊名、嗚呼此時想夫

避時嫌、雖不公言之、深憫大友爲天智嫡子、不幸天武被敗、而被准叛臣、且其文才亦泯滅、而竊作此書、以遺于其子孫、故記其年月、以匿姓名、使後人考而知之者乎、

と記し、「懷風藻作者爲大友起筆、而其餘諸章並載者、是亦避時嫌之一端也、」といへり。これによりて、若槻幾齋（畏老隨筆）松崎蘭谷（懷風藻序）岡白駒（皇朝儒臣傳）藤貞幹（國朝書目）石上宣績（卯花園漫錄）伴蒿溪（閑田次筆）尾崎雅嘉（群書一覽）伴信友（長等山風）神原芳野（文藝類纂）等の如きは、いづれも淡海三船の撰としたり。殊に伴信友は、

此書、本朝書籍目錄に淡海三船撰と見ゆ、但普通本には、撰者の名脱たり、今一寫本による、

といへり。されど、こは信友の校合したる本にのみありて、他の諸本に見えざれば、蓋し何人か林春齋の説によりて、淡海三船撰と記入したるを、そのまゝ採りたるものなるべし。此の如く、近代にては、淡海三船を以て、撰者とし、これに對して、特に検討したるものなかりしが、明治三十一年、平出鏗次郎氏が、帝國文學四卷八號に、「懷風藻は、淡海三船の撰といふべきや、」の論文を掲げて、その誤りなるを指摘し、最後に亡名氏とあるもの、撰びたるものならんかといへり。これによりて、近年に至りては、また三船の撰とするものなきに至れり。然らば、いかなる人を以て撰者とすべきか。國語と國文學昭和二年十一月號に載せたる川原壽一氏の「懷風藻の編纂者に就いて」には、石上宅嗣を以て撰者としたり。その理由は、宅嗣の祖父麻呂は、左大臣となり、父乙麻呂には、銜悲藻の詩集があり、祖父以來の文獻並に

詩文類あり、宅嗣また詩文に堪能にして、この書に收められたる作者の弘文天皇の御子孫及び長屋王とは、麻呂以來關係淺からず、且つこの集には、僧侶の詩ありて、作者の傳記を載せたるは、宅嗣が治部少輔となりたれば、その便宜あり、宅嗣が佛教徒なるが故なるべく、この集の編纂は、蓋し父乙麻呂の銜悲藻によりて、思ひつきたるものならんといへり。されど、宅嗣が、この時治部少輔の官にあるによりて、直に佛教徒なりと推斷したるはいかゞあらん。殊にその舊宅をすて、阿蘭寺としたるは、晩年なるが如し。且つこの書のなりたる天平勝寶三年には、宅嗣未だ二十四歳の時なれば、その撰者とせん事は、なほ一考を要すべし。

この書の事は、古書に見えず、唯

奥書は、長久二年冬十一月二十八日灯下書之、古人三餘、今已得二者也、

文章生惟宗孝言

此書、蓮華王院寶藏之本也、久理塵埃人不知之、康永元年之比撰出之、上古之風味尤有與、仍今書寫之、とありて、天和四年、及び寶永三年、寛政五年の板本あり。また群書類從に收めたり。この書に就いては、岡田正之博士の日本漢文學史の中に考説あり。

この書の註釋書は左の如し。

懷風藻箋註

一 今井舍人

懷風藻新釋

一 釋 清 潭

懷風藻註釋

一 澤 田 總 清

### 凌雲集 一卷

桓武天皇延暦元年より、嵯峨天皇弘仁五年に至り、二十三人の詩を集めたるものにて、群書類從に收めたり。小野岑守勅を奉して、撰修したるものにて、

上表に、從五位上左馬頭兼内藏頭美濃守小野朝臣岑守上、臣岑守言、魏文帝有曰、文章者經國之大業、不朽之盛事、年壽有時而盡、榮樂止乎其身、信哉、伏惟、皇帝陛下、握哀紫極、御辨丹霄、春臺展烈、秋柰翦繁、睿知天縱、艷藻神授、猶且學以助聖、問而增裕也、屬世機之靜謐、託琴書而終日、歎光陰之易暮、惜斯文之將墜、爰詔臣等、撰集近代以來篇什、臣以不才、忝承絲綸命、汗代大匠、傷手爲期、臣今所集、掩其瑕疵、舉其警奇、以表一篇、盡善之未易、得道不居上、失時不降下、無言存亡、一依爵次、至若御製令製、名高象外、韻絕環中、豈臣等所能所議乎、而殊被詔旨、敢以探擇、氷夷讚洋、詠井之見、不及大陽昇景、化草之明、斯迷博我以文、欲罷不能、辱因編載、卷軸生光、猶川含珠而水清、淵沈玉而岸潤、起自延暦元年、終于弘仁五年、作者二十三人、詩惣九十首、合爲一卷、名曰凌雲新集、臣之此撰、非臣獨斷、與從五位上行式部少輔菅原朝臣清公、大學助外從五位下勇山連文繼等再三議、猶有不盡必經天

鑒、從四位下行播磨守臣賀陽朝臣豊年、當代大才也、追緣病不朝、臣就問簡皇、更無異論、從此定焉、臣  
峇守謹言、

とあるにて、その概要を知るべし。

この書もまた、懷風藻と同じく、部目を定めず、作者によりて、これを排列したり。作者は、太上天皇、  
平城御製、嵯峨皇太子、淳和藤原冬嗣、菅原眞道、仲雄王、賀陽豊年、良峇安世、林娑婆、上毛野穎人、小野岑守、  
藤原道雄、菅原清公、小野永見、淡海福良滿、仲科吉雄、高丘弟越、坂上今繼、大伴氏上、滋野貞主、多治比  
清良、桑原宮作、桑原腹赤、巨勢貴人等二十三人なり。

この書の撰者小野岑守の事は、内裏式の條(五八頁)に載せたり。この書は、群書類從に收めたり。

### 進士登科記

以下勸策に至る三部は、岩崎文庫本、神宮文庫本、前田本、神智文庫本、徳富本等にありて、群書類從本、及びそ  
の他の諸本に載せず。

進士は文章生をいひ、登科は科試をいふ。印ち試詩に関する記録にて、その作詩を載せたるものなる  
べし。今は逸して傳はらず。桂林遺芳抄に、登科記云として、延喜十六年八月の試詩を記したるものあ  
り。蓋しこの書と同じきものならむ。

### 會昌分類集 七十卷

この書は、字類の篇に載せたる會分類聚七十卷と同書にて、そのよしは、同書の下(三五二頁)に記し  
たり。

### 勸策 二十卷

これも今傳はらざれば詳ならず。

### 菅家御文章 十卷

菅原道眞の詩文をあつめたるものなり。所載の部目は、

卷一以下詩類 卷七賦 銘 贊 祭文 記序 書序 議 卷八策問 對策 詔勅 大上天皇贈 答天子文附中宮  
卷九奏狀 卷十表 狀 牒 卷十一願文上 卷十二願文下

この書は、道眞の自撰にして、醍醐天皇昌泰三年、祖父清公、及び父是善の集と共に、進獻したる時の  
ものにて、菅家後集に載せたる「猷家集狀」の中に、「菅家文章十二卷道眞集」とあるものこれなり。(菅家  
三代集の條三八六頁參照)

この書は、江吏部集にも引き、本書の奥書に、「天承元年八月八日、菅家後集と共に、北野聖廟に納めたるよし見えり。また寛文七年の刊本、及び元祿十三年、水戸中村願言の校定して、出版したるものあり。

### 類聚近代作文 百廿卷

著者明かならざれば、近代はいつの頃か詳ならず。百二十卷もあれば、或時代の作詩を網羅して、分類したるものなるべし。

### 文華秀麗集 三卷

嵯峨天皇の御代、藤原冬嗣に勅し、仲雄王等をして、凌雲集のあとをついで、當時の詩を集めしめ給ひしものなり。群書類從に收めたり。その篇目は左の如し。

卷上遊覽 宴集 贈答 卷中詠史 述懷 麗情 樂府 梵門 哀 卷下雜詠

この集を勅撰せられたるに就いては、仲雄王の

上表に、從五位下守大舍人頭兼信濃守臣仲雄王上

臣仲雄言、凌雲集者、陸奥守小野岑守等之所撰也、起於延暦元年、逮于弘仁五載、凡所綴緝九十二篇、自厥以來、文章間出、未逾四祀、卷盈百餘、豈非□□儲聰、製文之無虛月、朝英國俊、揆藻之靡絕時哉、

或氣骨彌高、諧風騷於聲律、或輕清漸長、映綺靡於艶流、可謂輟變推而增華、氷生水以加勵、英聲因而掩後、逸價藉而冠先、至瓊環與木李齊暉、蕭艾將蘭芬雜彩、寔由細緹未異、篋笥仍同者矣、正三位大納言兼行左近衛大將陸奥出羽按察使臣藤原朝臣冬嗣、奉勅命臣等□焉、臣謹與從五位上行式部少輔兼阿波守臣菅原朝臣清公、從五位下行大學助紀傳博士臣勇山連文繼、從六位下守大內記臣滋野宿禰貞主、從七位下守少內記兼行播磨少目臣桑原公腹赤等、各相平論甄定、取舍若有難審、上稟睿摹、先漏凌雲者、今議而錄之、並皆以類題叙、取其易閱、凡作者廿六人、詩一百四十八首、分爲三卷、名曰文華秀麗集、風掖宸章、龍闈令製、別降綸旨、伏同縹帙、而天尊地卑、君唱臣和、故略作者之數、編採撫之中、臣謬以散材、忝侍證簡、重承天渙、虔制茲序、臣仲雄上

と見えたり。作者廿七人は、嵯峨、淳和の兩代、仲雄王、巨織、小野岑守、朝鹿取、勇文繼、王孝廉、釋仁貞、赤腹赤、紀末守、坂今繼、坂今雄、滋貞主、良安世、菅清公、姫大伴氏、仲善雄、藤是雄、藤冬嗣、多清貞、錦彦公、平五月、佐長繼、野年永、宮村繼等なり。